

## COVID-19 パンデミックに対する EPO 措置の最新情報

欧州特許庁（EPO）は、3月に、COVID-19 パンデミックによる影響で出願人及び異議申立人の権利を守るための措置を発表し、2020年3月15日以降で満了する全ての「タイムリミット」（“time limit”）を2020年4月17日まで延長することとしました（弊所 [3月ニュースレター](#) 参照）。EPO はその後、2020年3月15日以降で満了する全ての「タイムリミット」を更に2020年5月4日まで延長すると発表しました。また、EPO の4月の公式ジャーナルにて公開された [新たな EPO の通知](#) において、EPO は、感染リスクの高い特定の地域についてはもう言及せず、爆発的な感染拡大の影響で COVID-19 感染の世界的リスクの存在を認識していることを示しています。

重要なことに、EPO は、2020年3月15日以降で満了するタイムリミットの延長は、更新手数料を含む費用の納付期間にも適用されることも発表しました。これらの費用は、3月の通知において発表されたタイムリミットの延長には含まれていませんでした。しかしながら、注意していただきたいのは、全ての期限が、EPO により2020年5月4日まで延長される「タイムリミット」に含まれる訳ではありません。例えば、口頭審理召喚状において示された口頭審理前の意見書及び／又は補正書の提出期限と、分割出願の出願期限は、延長される「タイムリミット」に含まれません。

EPO はまた、2020年4月1日付の特許庁長官の決定にて、審査部の口頭審理手続は、直接証拠調べが必要な場合、又は、例えば、出願人又は欧州特許代理人がビデオ会議による口頭審理に参加できない障害等の他の重大な理由が存在する場合を除き、ビデオ会議により行われることを発表しました。出願人は、任意の場所から遠隔に参加することもできます。しかしながら、出願人が参加することを望み、EPO は、出願人に、可能な限り、ビデオ会議による口頭審理についての意図を早めに示すよう要求しています。審査部の職員も様々な場所からの参加が可能になっています。特許庁長官の決定は、(i) 召喚状が2020年4月2日以降で通知される審査部の口頭審理、(ii) 召喚状が既に2020年4月2日以前に通知され、かつビデオ会議により行われることが示され、2020年4月17日以降で行われる予定の口頭審理及び (iii) EPO 構内で行われる口頭審理召喚状が2020年4月2日以前に通知され、かつ出願人が2020年4月2日以降でビデオ会議により行われることに同意した口頭審理に適用されます。

それに対し、この決定は、異議部（Opposition Divisions）又は審判部（Boards of Appeal）の口頭審理に適用されていません。ただし、EPO は、出願人の同意の下、ビデオ会議によ

って行われることが確認された場合を除き、更なる通知まで、（前は2020年4月17日まででしたが、）2020年4月30日まで予定されている審査及び異議申立手続における全ての口頭審理を延期することを決定しました。

なお、2020年5月4日以降も状況が続くような場合、タイムリミットに関する更なる延長及び救済措置がEPOの更なる通知によって発表される予定です。